	⑵　本遺伝子組換えダイズを隔離ほ場の外に運搬又は保管する場合は、当該ダイズが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えダイズの栽培終了後は、当該ダイズ及び比較対象の非遺伝子組換えダイズを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えダイズが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　26―46P―0013

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	シンジェンタジャパン株式会社 代表取締役社長　小林　久哉 東京都中央区晴海一丁目８番10号オフィスタワーＸ
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	耐熱性α―アミラーゼ産生、チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ（改変*amy797E*，改変*cry1Ab*，改変*vip3A*，*ecry3.1Ab*，*mcry3A*，改変*cry1F*，*cry34Ab1*，*cry35Ab1*，*pat*，改変*cp4 epsps*，*Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis)（3272×Bt11×MIR162×MZIR098×4114×NK603，OECD UI：SYN-E3272-5×SYN-BT011-1×SYN-IR162-4×SYN-00098-3×DP-004114-3×MON-00603-6）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　26―46P―0014

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ＢＡＳＦジャパン株式会社 代表取締役社長　ディマトスゼイダムハシビ 東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	線虫抵抗性、チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型、アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ（*cry14Ab-1.b*，改変*cry1F*，改変*cry1Ac*，*hppdPf-4Pa*，改変*aad-12*，*2mepsps*，*pat*，*Glycine max* (L.) Merr.）（GMB151×DAS81419×DAS44406，OECD UI：BCS-GM151-6×DAS-81419-2×DAS-44406-6）並びに当該ダイズの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　26―46P―0015

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系、トリケトン系及びグリホサート耐性ダイズ（*pat*，改変*dmo*，*ft_t.1*，*tdo*，改変*cp4 epsps*，*Glycine max* (L.) Merr.）（MON94313×MON89788，OECD UI：MON-94313-8×MON-89788-1）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

官　庁　発　表

官　庁　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を令和８年７月28日付けで策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

令和８年８月18日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、政府が行う備蓄については、米穀の供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、備蓄量は32万トン、令和８年産米の買入契約数量21万トンを含めると53万トンとなっており、今後、需給状況等を見定めた上で、備蓄水準の回復を行います。